

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（福祉保健局健康安全部業務課）…一
 - 東京都動物用医薬品及び再生医療等製品の販売業並びに動物用高度管理医療機器等の販売業又は貸与業に係る申請手続等に関する規則の一部を改正する規則……………（産業労働局農林水産部食料安全課）…五
- ### 告示
- 令和三年東京都告示第二十三号（境界変更に伴う東京都及び町田市の人口）の一部改正……………（総務局行政都市町村課）…六
 - 都市計画事業の認可……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…六
 - 防災街区整備事業組合の定款及び事業計画の変更認可……………（都市整備局都市街地整備部防災都市づくり課）…六
 - 東京都福祉住宅の廃止……………（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）…六
 - 都営住宅の廃止……………（同）…七
 - 都営住宅の使用料の変更……………（同）…七
 - 都営改良住宅の使用料の変更……………（同）…一〇
 - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…二
 - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（同）…三
 - 救急医療機関の認定及び協力申出の撤回……………（福祉保健局医療政策部救急災害医療課）…四

公告

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の変更……………（福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課）…五
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の辞退、休止及び廃止……………（同）…七
 - 令和三年東京都告示第五百十六号（東京都多摩府中保健所における使用料及び手数料の収納委託）の一部改正……………（福祉保健局多摩府中保健所企画調整課）…八
 - 保安林の指定予定……………（産業労働局農林水産部森林課）…八
 - 都道の路線廃止……………（建設局道路管理部路政課）…八
 - 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…一〇
 - 都立公園の位置、区域及び面積の変更……………（建設局公園緑地部公園課）…一三
- ### 公 告
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………（主税局課税部課税指導課）…一三
 - 開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…一三
 - 第四十五期東京都労働委員会労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦……………（産業労働局雇用就業部労働環境課）…一三
 - 東京都指定給水装置工事業業者の事業廃止……………（水道局）…一三
 - 東京都職員共済組合の役員退職……………（東京都職員共済組合）…一三

規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年七月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百八十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和

三十六年東京都規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第一条(四中「第一条の六第三項」を「第二条の四第三項」に、「第一条の七」を「第二条の五」に改め、同条(五)中「第三条第三号」を「第三条」に改め、同条(五)中「第二十五条」を「第二十六条」に改める。

第二条第一項中「第七条第三項ただし書」を「第七条第四項ただし書」に改める。

第三条第一項中「第二十八条第三項ただし書」を「第二十八条第四項ただし書」に改め、同条第二項中「第三十五条第三項ただし書」を「第三十五条第四項ただし書」に改める。

「第7条第3項ただし書」「第7条第4項ただし書」

別記様式第一号及び様式第二号中 第28条第3項ただし書 第28条第4項ただし書 第35条第3項ただし書 第35条第4項ただし書

書に改める。

別記様式第三号の二(二)中「開店時間外」を「開店時間外」に改め、同様式(第三号)中の「開店時間外」の相談

特別な休業日に関する説明

を

開店時間及び特別な休業日に関する説明

(7) 地域連携薬局の認定の有無

有・無

に改め、

(8) 専門医療機関連携薬局の認定の有無

有・無

(9) 専門医療機関連携薬局の認定が有の場合、傷病の区分

がん

同様式四片(第)中「http://」を語り、同様式五片(第)中

有・無

を

有 無

有・無

備考

に改め、

同様式六片(第)中

(7) 受動喫煙を防止するための措置

全面禁煙 喫煙所設置(分煙) 未実施

を語り、

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定の有無

有・無

を

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定の有無

有・無

母子保健法に基づく指定の有無

有・無

に改め、

戦傷病者特別援護法に基づく指定の有無

有・無

同様式八片
(第八片)

⑥	医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施の可否	<input type="checkbox"/> 可 ・ <input type="checkbox"/> 否
⑦	薬剤服用歴管理の実施の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 (電子化 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無)
⑧	薬剤情報を記載するための手帳(いわゆる「お薬手帳」)の交付の可否	<input type="checkbox"/> 可 ・ <input type="checkbox"/> 否 (電子化 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無)

を

⑥	医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施の可否	<input type="checkbox"/> 可 ・ <input type="checkbox"/> 否
⑦	オンライン服薬指導の実施の可否	<input type="checkbox"/> 可 ・ <input type="checkbox"/> 否
⑧	電磁的記録をもつて作成された処方箋の交付の可否	<input type="checkbox"/> 可 ・ <input type="checkbox"/> 否
⑨	薬剤服用歴管理の実施の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 (電子化 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無)
⑩	薬剤情報を記載するための手帳(いわゆる「お薬手帳」)の交付の可否	<input type="checkbox"/> 可 ・ <input type="checkbox"/> 否 (電子化 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無)

び

②	地域医療情報連携ネットワークへの参加の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
③	退院時の情報を共有する体制の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
④	受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
⑤	地域住民への啓発活動への参加の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無

を

②	地域医療情報連携ネットワークへの参加の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
③	入院時の情報を共有する体制の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
④	退院時の情報を共有する体制の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
⑤	受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
⑥	地域住民への啓発活動への参加の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無

に改める。

同様式九片
(第九片)を次のように改める。

(第九片)

(3) 感染防止対策の実施の有無 有 ・ 無

(4) 情報開示の体制 可 ・ 否

(5) 症例を検討するための会議等の開催の有無 有 ・ 無

(6) 処方箋を応需した者の数(患者数) 有 ・ 無

延べ患者数(実数) 人

(7) 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施件数
延べ件数(実数) 件

(8) 健康サポーター薬局研修修了薬剤師が地域ケア会議等に参加した回数
延べ回数(実数) 回

(9) 患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数
延べ回数(実数) 回

(10) 患者満足度の調査
患者満足度の調査の実施の有無 有 ・ 無
患者満足度の調査結果の提供の有無 有 ・ 無

3 地域連携薬局等に関する事項
(1) 地域連携薬局
①地域包括ケアシステムに関する研修を修了した薬剤師の人数
地域包括ケアシステムに関する研修修了薬剤師数(実数) 人

②医療機関に情報を共有した回数
利用者が医療機関に入院する場合に当該医療機関に情報を共有した回数 回
利用者が医療機関から退院する場合に当該医療機関に情報を共有した回数 回
イ及びロに掲げるもののほか、医療機関に情報を共有した回数 回

③休日又は夜間に調剤の求めがあつた場合に地域における他の薬局開設者と連携して対応した回数
延べ回数(実数) 回

(日本産業規格A列4番)

別記様式第三号の二に次のように加える。

(第十片)

④在庫として保管する医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供した回数
延べ回数(実数) 回

⑤麻薬に係る調剤を行った回数
延べ回数(実数) 回

⑥無菌製剤処理に係る調剤を実施した回数
イ 当該薬局において実施した回数 回
ロ 他の薬局の無菌調剤室を利用して実施した回数 回
ハ 他の薬局を紹介する等により実施した回数 回

⑦地域における他の医療提供施設に対し医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数
延べ回数(実数) 回

⑧居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づき指導を実施した回数
延べ回数(実数) 回

(2) 専門医療機関連携薬局
①傷病の区分ごとの専門性の認定を受けた薬剤師の人数
専門認定を受けた薬剤師の人数 人

②傷病の区分に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関に情報を共有した回数
延べ回数(実数) 回

③休日又は夜間に調剤の求めがあつた場合に地域における他の薬局開設者と連携して対応した回数
延べ回数(実数) 回

④在事として保管する傷病の区分に係る医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供した回数
延べ回数(実数) 回

⑤麻薬に係る調剤を行った回数
延べ回数(実数) 回

⑥地域における他の薬局開設者に対し傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を行った回数
延べ回数(実数) 回

(日本産業規格A列4番)

(第十一号)

⑦地域における他の医療提供施設に対して傷病の区分ごとの医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数

延べ回数(実数)

回

(注意)

- 1 字は、ボールペン、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(以下「法律施行細則」という。)第2条の2第1項に基づき提出する実績については、報告日が属する年の前年1月から12月までのものを、その他の事項については、報告日が属する年の前年の12月31日における情報を記入すること。
- 3 新たに薬局を開設した者が法律施行細則第2条の2第2項に基づき報告をする場合は、報告日現在の情報を記入すること。
- 4 第2 3 地域連携薬局等に関する事項については、認定申請(更新申請を含む。)を行う前月までの1年分の実績を報告すること。

(日本産業規格A列4番)

附 則

- 1 この規則は、令和三年八月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則別記様式第一号及び様式第二号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都動物用医薬品及び再生医療等製品の販売業並びに動物用高度管理医療機器等の販売業又は貸与業に係る申請手続等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年七月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百九十号

東京都動物用医薬品及び再生医療等製品の販売業並びに動物用高度管理医療機器等の販売業又は貸与業に係る申請手続等に関する規則の一部を改正する規則

東京都動物用医薬品及び再生医療等製品の販売業並びに動物用高度管理医療機器等の販売業又は貸与業に係る申請手続等に関する規則(平成十二年東京都規則第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十八条第三項ただし書」を「第二十八条第四項ただし書」に改める。

第二条の二第二項中「第三十五条第三項ただし書」を「第三十五条第四項ただし書」に改める。

別記第一号様式及び第二号様式中「第28条第3項ただし書」を「第28条第4項ただし書」に改める。

別記第四号様式の二及び第四号様式の三中「第35条第3項ただし書」を「第35条第4項ただし書」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和三年八月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都動物用医薬品及び再生医療等

製品の販売業並びに動物用高度管理医療機器等の販売業又は貸与業に係る申請手続等に関する規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告示

●東京都告示第九百八十号

令和三年東京都告示第二十三号(境界変更に伴う東京都及び町田市の人口)の一部を次のように改正する。

令和三年七月三十日

東京都知事 小池百合子

- 一 一の項及び二の項を次のように改める。
- 一 東京都 千四百六万四千七百人
- 二 町田市 四十三万五千五百二十九人

●東京都告示第九百八十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年七月三十日

東京都知事 小池百合子

- 一 施行者の名称 杉並区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画公園事業杉並第二・二・五十三号杉並第八小学校跡地公園
- 三 事業施行期間 令和三年七月三十日から令和九年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
杉並区高円寺南二丁目地内

使用の部分

なし

●東京都告示第九百八十二号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第百五十七条第一項の規定に基づき原町一丁目7番・8番地区防災街区整備事業組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第百四十三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年七月三十日

東京都知事 小池百合子

- 一 事業組合の名称 原町一丁目7番・8番地区防災街区整備事業組合
- 二 事業施行期間 令和二年六月二十三日から令和八年三月三十一日まで
- 三 施行地区 目黒区原町一丁目地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日 港区芝浦三丁目九番一号
令和二年六月二十三日
- 五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日 令和三年七月三十日

●東京都告示第九百八十三号

次の東京都福祉住宅を廃止したので、東京都福祉住宅条例施行規則(昭和三十五年東京都規則第八十六号)第一条第一項の規定により告示する。

令和三年七月三十日

東京都知事 小池百合子

<p>名 称 仲宿母子アパート</p> <p>位 置 板橋区仲宿五十二番九号</p> <p>構造及び規模 中層耐火 二一・六平方メートル</p> <p>戸 数 二八戸</p>	<p>●東京都告示第九百八十四号</p> <p>次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例</p> <p>名 称 東栗原アパート (1、2、4号棟) 東栗原アパート (12、13号棟)</p> <p>位 置 足立区一ツ家二丁目十五番 同右</p> <p>構造及び規模 中層耐火 三二・六平方メートル 三七・〇平方メートル</p> <p>戸 数 一五〇戸 七〇戸</p> <p>●東京都告示第九百八十五号</p> <p>東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、令和三年八月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。</p> <p>令和三年七月三十日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p>
<p>(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定により告示する。</p> <p>令和三年七月三十日</p>	
<p>東京都知事 小 池 百合子</p>	

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき二丁目アパート(2号棟)	中央区勝どき2-9	42.0	1	36,900	69,200
一般都営	高層耐火	勝どき六丁目アパート(1号棟)	中央区勝どき6-6	51.2	1	45,100	91,900
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(1号棟)	港区芝5-18	34.3	2	33,100	71,500
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(2号棟)	港区芝5-18	42.2	1	40,900	78,800
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート(3号棟)	港区港南4-5	37.3	1	34,600	76,600
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(2号棟)	新宿区戸山2-26	33.8	1	28,400	63,600
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(3号棟)	新宿区戸山2-30	40.1	1	33,800	77,000
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(1号棟)	新宿区戸山2-10	40.1	1	33,800	77,000
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(3号棟)	新宿区戸山2-33	40.1	1	34,000	78,300
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(2号棟)	新宿区戸山2-28	43.3	1	37,100	70,000
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(1号棟)	新宿区戸山2-11	40.3	1	35,000	75,400
一般都営	高層耐火	早稲田アパート(1号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	3	29,200	46,200
一般都営	高層耐火	本駒込四丁目アパート(1号棟)	文京区本駒込4-35	42.2	1	36,200	60,100
一般都営	高層耐火	江東橋四丁目アパート(1号棟)	墨田区江東橋4-30	43.9	1	33,100	59,100
一般都営	高層耐火	白鬘東アパート(8号棟)	墨田区堤通2-6	59.7	1	43,700	63,400
一般都営	高層耐火	白鬘東アパート(3号棟)	墨田区堤通2-4	59.7	1	43,900	64,500
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート(1号棟)	墨田区立花6-8	55.9	1	40,600	71,700
一般都営	中層耐火	大島四丁目アパート(3号棟)	江東区大島4-21	51.0	2	43,200	74,600
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート(8号棟)	江東区亀戸7-57	34.3	1	27,700	46,100
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート(1号棟)	江東区亀戸7-57	42.2	1	34,400	48,500
一般都営	高層耐火	枝川三丁目アパート(1号棟)	江東区枝川3-4	51.2	1	42,300	73,300
一般都営	高層耐火	南砂五丁目アパート(1号棟)	江東区南砂5-24	37.9	3	29,500	47,600
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(3号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	29,800	49,500
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(5号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	38,900
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(1号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	38,900
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(2号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	29,800	49,500
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート(1号棟)	江東区東陽3-22	37.9	1	30,700	37,200
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート(1号棟)	江東区東雲1-7	34.3	1	27,600	48,100
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート(2号棟)	江東区南砂4-4	34.3	1	27,800	45,400
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート(2号棟)	江東区北砂1-3	42.0	1	33,600	52,800
一般都営	高層耐火	北品川アパート(1号棟)	品川区北品川1-5	41.6	13	36,000	74,900
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート(2号棟)	品川区北品川1-7	34.4	1	30,500	70,000

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	笹塚二丁目アパート(4号棟)	渋谷区笹塚2-49	36.4	1	32,100	70,300
一般都営	中層耐火	笹塚二丁目アパート(1号棟)	渋谷区笹塚2-38	36.7	1	30,800	75,200
一般都営	高層耐火	渋谷東二丁目第2アパート(3号棟)	渋谷区東2-25	34.4	2	30,800	75,400
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(1号棟)	渋谷区広尾5-7	37.9	1	35,700	83,600
一般都営	高層耐火	中野中央二丁目アパート(1号棟)	中野区中央2-22	37.7	2	27,400	46,400
一般都営	中層耐火	久我山五丁目アパート(1号棟)	杉並区久我山5-37	48.1	1	37,600	80,600
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート(1号棟)	杉並区堀の内3-49	37.9	2	28,000	43,400
一般都営	高層耐火	北大塚一丁目アパート(1号棟)	豊島区北大塚1-15	38.2	2	31,000	63,900
一般都営	高層耐火	浮間一丁目第2アパート(6号棟)	北区浮間1-5	55.9	2	44,600	75,800
一般都営	高層耐火	浮間一丁目第2アパート(7号棟)	北区浮間1-5	48.1	1	39,600	65,000
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート(1号棟)	北区浮間1-14	59.6	1	48,700	89,900
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(7号棟)	北区滝野川3-68	39.0	1	30,400	50,500
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目第2アパート(1号棟)	北区滝野川3-80	42.2	1	33,500	49,000
一般都営	中層耐火	西尾久八丁目アパート(1号棟)	荒川区西尾久8-10	51.0	1	38,200	66,800
一般都営	中層耐火	前野町五丁目第3アパート(3号棟)	板橋区前野町5-18	55.9	1	43,100	78,900
一般都営	中層耐火	蓮根三丁目第2アパート(2号棟)	板橋区蓮根3-6	48.1	1	37,600	71,300
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート(1号棟)	板橋区蓮根3-15	51.2	4	39,100	69,100
一般都営	中層耐火	練馬富士見台三丁目アパート(3号棟)	練馬区富士見台3-50	39.0	1	28,900	57,500
一般都営	中層耐火	練馬富士見台三丁目アパート(4号棟)	練馬区富士見台3-51	39.0	1	28,900	57,500
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目アパート(3号棟)	練馬区春日町3-28	48.1	1	37,800	74,400
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目アパート(1号棟)	練馬区春日町3-31	48.1	1	37,600	70,800
一般都営	中層耐火	南田中アパート(2号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	44,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート(2号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	44,200
一般都営	中層耐火	貫井一丁目第3アパート(2号棟)	練馬区貫井1-45	55.9	1	44,100	85,600
一般都営	中層耐火	保木間五丁目アパート(2号棟)	足立区保木間5-29	59.6	1	42,900	72,000
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート(2号棟)	足立区中央本町5-16	55.9	1	40,800	72,000
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート(1号棟)	足立区西保木間3-14	51.2	1	36,400	61,200
一般都営	中層耐火	六月二丁目第2アパート(1号棟)	足立区六月2-24	55.9	1	40,300	67,400
一般都営	中層耐火	六月二丁目第2アパート(5号棟)	足立区六月2-29	55.9	1	40,700	68,700
一般都営	中層耐火	弘道二丁目第2アパート(6号棟)	足立区弘道2-9	51.1	1	38,300	72,100
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(1号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	24,800	38,900
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(1号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	24,800	38,900

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(18号棟)		足立区南花畑5-15	37.3	1	24,700	36,500
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート(10号棟)		足立区竹の塚7-15	33.4	1	22,800	37,300
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート(14号棟)		足立区竹の塚7-16	33.4	1	22,800	37,300
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(12号棟)		足立区西保木間4-4	37.3	1	25,300	41,700
一般都営	中層耐火	江北アパート(1号棟)		足立区江北6-16	33.4	1	22,700	35,200
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(2号棟)		足立区千住元町34	37.9	1	26,400	33,200
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(4号棟)		足立区千住元町34	33.6	1	23,400	30,500
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(9号棟)		足立区辰沼1-2	41.7	1	29,000	45,900
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(1号棟)		足立区六木1-5	35.7	1	24,100	37,000
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(2号棟)		足立区六木1-5	35.7	1	24,100	37,000
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(6号棟)		足立区南花畑4-11	33.4	1	22,800	37,800
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(13号棟)		足立区南花畑4-11	35.7	1	24,300	38,700
一般都営	中層耐火	鹿浜五丁目アパート(4号棟)		足立区鹿浜5-24	33.4	1	22,500	34,500
一般都営	高層耐火	花畑第4アパート(11号棟)		足立区花畑8-4	42.0	1	28,100	42,000
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(17号棟)		足立区花畑8-5	36.4	1	24,300	35,500
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(22号棟)		足立区花畑8-5	38.3	1	25,800	37,400
一般都営	中層耐火	花畑第5アパート(1号棟)		足立区花畑2-11	39.0	1	26,500	41,800
一般都営	高層耐火	千住東二丁目アパート(10号棟)		足立区千住東2-10	43.9	1	31,700	51,600
一般都営	中層耐火	西新井六丁目アパート(7号棟)		足立区西新井6-15	42.3	1	29,800	41,600
一般都営	中層耐火	東金町五丁目アパート(3号棟)		葛飾区東金町5-30	48.1	1	35,400	59,000
一般都営	中層耐火	亀有一丁目第2アパート(1号棟)		葛飾区亀有1-3	48.1	1	35,900	62,900
一般都営	中層耐火	青い四丁目アパート(2号棟)		葛飾区青い4-20	55.9	1	42,600	82,000
一般都営	中層耐火	亀有四丁目第2アパート(13号棟)		葛飾区亀有4-31	51.0	1	37,500	69,300
一般都営	中層耐火	西端江四丁目アパート(1号棟)		江戸川区西端江4-19	55.9	1	43,100	70,300
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(11号棟)		江戸川区平井3-4	37.9	3	27,800	46,900
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(12号棟)		江戸川区平井3-4	34.4	2	25,300	42,600
一般都営	高層耐火	宇喜田町アパート		江戸川区中葛西4-9	51.2	1	39,700	61,500
一般都営	中層耐火	羽衣町一丁目アパート(2号棟)		立川市羽衣町1-5	55.9	1	34,000	71,200
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート(55号棟)		立川市富士見町6-55	52.4	1	28,600	52,300
一般都営	中層耐火	立川錦町六丁目アパート(2号棟)		立川市錦町6-2	55.9	1	32,700	69,100
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(1号棟)		武蔵野市境5-28	55.9	1	42,100	85,400
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(8号棟)		武蔵野市境5-32	62.1	1	47,700	101,800

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	下連雀七丁目第2アパート(2号棟)		三鷹市下連雀7-15	55.9	1	41,300	86,500
一般都営	中層耐火	中原四丁目第1アパート(1号棟)		三鷹市中原4-17	42.3	1	29,900	48,000
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目アパート(1号棟)		三鷹市上連雀9-13	51.0	1	37,100	72,600
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目アパート(3号棟)		三鷹市上連雀9-12	42.3	1	30,700	60,200
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(1号棟)		調布市国領町3-8	53.5	1	29,800	65,200
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(5号棟)		調布市国領町3-8	45.1	3	25,100	55,000
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(6号棟)		調布市国領町3-1	53.5	1	31,900	77,500
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート(2号棟)		町田市中町4-8	59.6	1	35,200	75,900
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート(4号棟)		町田市中町4-7	59.6	1	35,800	80,900
一般都営	中層耐火	金森第3アパート(7号棟)		町田市金森7-19	60.2	1	34,300	65,300
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(4号棟)		町田市成瀬7-10	55.9	1	30,400	58,300
一般都営	高層耐火	成瀬アパート(6号棟)		町田市成瀬7-10	55.9	1	30,400	63,100
一般都営	中層耐火	忠生三丁目アパート		町田市忠生3-6	55.9	2	30,100	54,600
一般都営	高層耐火	森野二丁目アパート(46号棟)		町田市森野2-2	55.9	1	32,500	74,600
一般都営	中層耐火	山崎町アパート(3号棟)		町田市山崎町840	60.9	1	32,100	55,700
一般都営	中層耐火	山崎町アパート(5号棟)		町田市山崎町840	60.9	1	32,100	55,700
一般都営	中層耐火	小金井東町三丁目アパート(1号棟)		小金井市東町3-15	55.9	1	33,200	76,500
一般都営	中層耐火	東村山秋山町二丁目アパート(4号棟)		東村山市秋山町2-13	59.6	1	36,300	76,200
一般都営	高層耐火	田無本町四丁目アパート(1号棟)		西東京市田無町4-10	51.0	1	30,200	68,800
一般都営	中層耐火	田無緑町三丁目アパート(1号棟)		西東京市緑町3-8	61.3	1	38,300	82,500
一般都営	中層耐火	田無緑町三丁目アパート(2号棟)		西東京市緑町3-8	61.3	1	38,300	82,500
一般都営	中層耐火	田無緑町三丁目アパート(4号棟)		西東京市緑町3-8	58.1	1	36,300	78,200
一般都営	中層耐火	西原町一丁目アパート(2号棟)		西東京市西原町1-7	60.2	1	37,000	80,800
一般都営	中層耐火	田無芝久保四丁目アパート(2号棟)		西東京市芝久保町4-25	56.8	1	34,900	75,500
一般都営	中層耐火	田無芝久保四丁目アパート(7号棟)		西東京市芝久保町4-25	56.8	1	34,500	75,500
一般都営	中層耐火	田無南町三丁目アパート(2号棟)		西東京市南町3-23	55.9	1	35,600	81,400
一般都営	中層耐火	田無南町三丁目アパート(3号棟)		西東京市南町3-23	60.5	1	38,400	88,100
一般都営	中層耐火	田無南町三丁目アパート(5号棟)		西東京市南町3-23	61.3	1	38,900	89,300
一般都営	中層耐火	田無芝久保三丁目アパート(2号棟)		西東京市芝久保町3-3	61.3	1	37,800	80,800
一般都営	高層耐火	田無芝久保五丁目第2アパート(46号棟)		西東京市芝久保町5-4	55.9	2	34,000	71,500
一般都営	中層耐火	狛江アパート(3号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	43,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート(14号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.0	2	17,900	43,700

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	狛江アパート(42号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,500	46,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-8号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,400	29,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-4-2号棟)	多摩市諏訪4-4	56.8	1	30,100	52,700
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(3-1-1号棟)	多摩市諏訪3-1	58.0	1	30,900	61,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン落合団地(4-4-5号棟)	多摩市落合4-4	51.1	1	25,800	38,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(3-2-1号棟)	多摩市貝取3-2	60.9	1	32,900	58,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(3-2-5号棟)	多摩市貝取3-2	60.9	2	32,900	58,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地(2号棟)	多摩市鶴牧5-40	61.3	1	35,100	67,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地(3号棟)	多摩市鶴牧5-40	61.3	1	35,100	67,000

●東京都告示第九百八十六号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三
条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都
営改良住宅の使用料を次のように変更し、令和三年八月一
日から実施するので、同条例第三条第三項の規定により告
示する。

令和三年七月三十日

東京都知事 小 池 百合子

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料 (円、月額/戸)
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート（15号棟）	台東区橋場2-16	43.9	1	34,000
改良	中層耐火	亀戸七丁目アパート（1号棟）	江東区亀戸7-56	33.4	1	26,000
改良	中層耐火	笹塚二丁目アパート（42-15号棟）	渋谷区笹塚2-42	35.4	1	30,300
改良	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート（52-1号棟）	渋谷区幡ヶ谷2-52	36.4	1	31,400
改良	中層耐火	阿佐ヶ谷北三丁目アパート（20号棟）	杉並区阿佐ヶ谷北3-32	35.1	1	25,600
改良	中層耐火	堀船三丁目第2アパート（1号棟）	北区堀船3-1	33.4	1	24,700
改良	中層耐火	成増一丁目アパート（2号棟）	板橋区成増1-3	42.3	1	32,900
改良	中層耐火	西保木間三丁目アパート（4号棟）	足立区西保木間3-2	33.4	1	22,600
改良	中層耐火	東和アパート（2号棟）	足立区東和2-6	32.6	1	22,100
改良	中層耐火	昭島玉川町アパート（4号棟）	昭島市玉川町1-10	48.1	1	26,400
改良	中層耐火	田無本町七丁目アパート（17号棟）	西東京市田無町7-11	48.1	1	28,800

●東京都告示第九百八十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

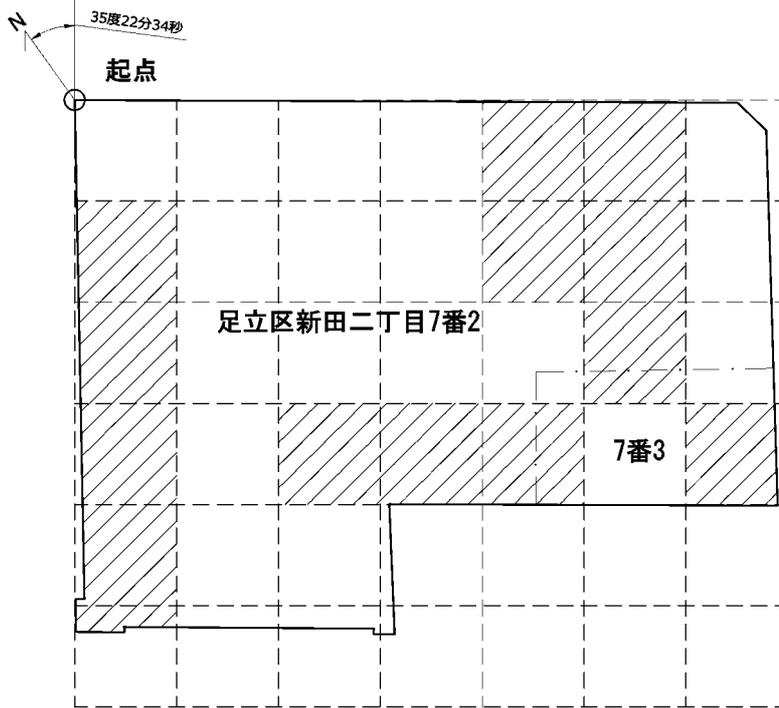
令和三年七月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区新田二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【起点】
 起点は、足立区新田二丁目7番2の最北端とする。

【凡例】
 — 敷地境界 ▨ 形質変更時要届出区域
 - - - 単位区画 - - - 筆境界

【格子の回転角度(35度22分34秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百八十八号

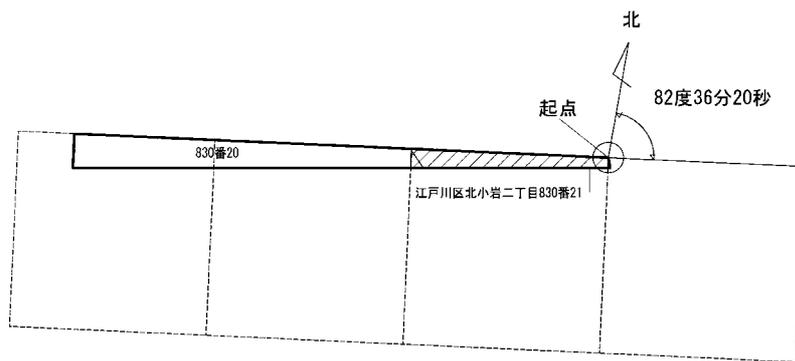
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年七月三十日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江戸川区北小岩二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
-  形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、江戸川区北小岩二丁目830番21の最北端とする。

【格子の回転角度（82度36分20秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百八十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第千五百七十七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年七月三十日

東京都知事 小 池 百合子

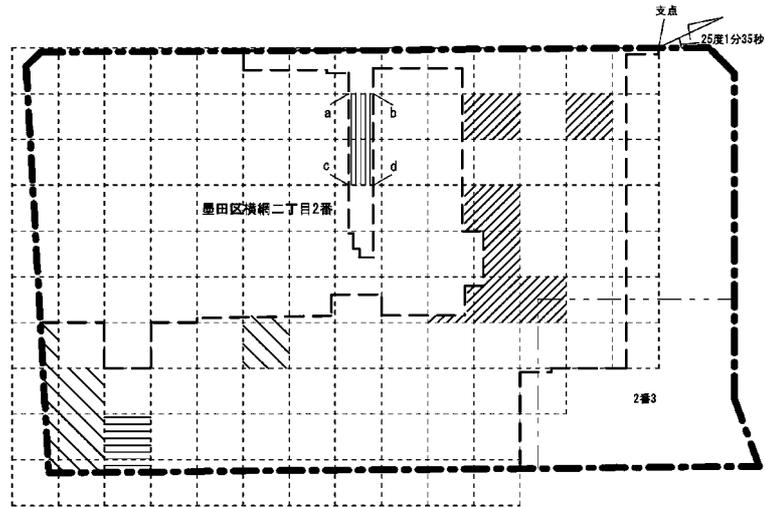
一 指定を解除する区域 別図のとおり（墨田区横網二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 敷地境界
- - - 筆境界
- 単位区画
- 調査範囲
- ▨ 形質変更時要届出区域 (令和元年東京都告示第343号により指定した区域)
- ▧ 形質変更時要届出区域 (平成30年東京都告示第1577号により指定した区域)
- ▩ 形質変更時要届出区域 (令和2年東京都告示第1134号により指定した区域)
- 指定を解除する区域

点名	X座標	Y座標
a	-33305.390	-3559.146
b	-33299.998	-3556.629
c	-33313.632	-3540.922
d	-33308.238	-3538.403

【支点】
 支点の位置は X=-33240.476、Y=-3539.876 とする。
 ※本座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(25度1分35秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百九十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第二条の規定により、救急業務に関し協力する旨の申出に基づき認定した病院及び診療所並びに同申出が撤回された病院を次のとおり告示する。

令和三年七月三十日

東京都知事 小池 百合子

一 救急業務に関し協力する旨の申出に基づき認定した病院及び診療所

名 称	所在地	認定期間
社会福祉法人三井記念病院	千代田区神田和泉町一番地	令和三年八月一日から令和五年七月三十一日まで
国際医療福祉大学三田病院	港区三田一丁目四番三号	同右
社会福祉法人恩賜財団母子愛育会総合母子保健センター愛育病院	同区芝浦一丁目十六番十号	同右
独立行政法人地域医療機能推進機構 東京高輪病院	同区高輪三丁目十番十一号	同右
慶應義塾大学病院	新宿区信濃町三十五番地	同右
東京都立駒込病院	文京区本駒込三丁目十八番二十二号	同右
東京都台東区立台東病院	台東区千束三丁目二十番五号	同右
医療法人社団仁寿会中村病院	墨田区八広二丁目一番一号	同右

医療法人財団寿康会寿康会病院	江東区北砂二丁目一番二十二号	同右
医療法人社団青藍会鈴木病院	同 区塩浜二丁目七番三号	同右
医療法人社団冠心会大崎病院東京ハートセンター	品川区北品川五丁目四番十二号	同右
東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋二丁目二番三十六号	同右
公益財団法人東京都保健医療公社荏原病院	大田区東雪谷四丁目五番十号	同右
医療法人社団松和会池上総合病院	同 区池上六丁目一番十九号	同右
医療法人社団静恒会本多病院	同 区東矢口一丁目十七番十五号	同右
社会医療法人財団仁医会牧田総合病院	同 区西蒲田八丁目二十番一号	同右
社会福祉法人康和会久我山病院	世田谷区北烏山二丁目十四番二十号	同右
JR東京総合病院	渋谷区代々木二丁目一番三号	同右
医療法人財団荻窪病院	杉並区今川三丁目一番二十四号	同右
医療法人財団アドベンチスト会東京衛生アドベンチスト病院	同 区天沼三丁目十七番三号	同右
ニューハート・ワタナベ国際病院	同 区浜田山三丁目十九番十一号	同右
医療法人社団博栄会赤羽中央総合病院	北区赤羽南二丁目五番十二号	同右

公益財団法人東京都保健医療公社豊島病院	板橋区栄町三十三番一号	同右
帝京大学医学部附属病院	同 区加賀二丁目十一番一号	同右
医療法人社団明芳会高島平中央総合病院	同 区高島平一丁目七十三番一号	同右
愛里病院	足立区千住東一丁目二十番十二号	同右
社会福祉法人勝楽堂病院	同 区千住柳町五番一号	同右
医療法人社団洪泳会東京洪誠病院	同 区西新井栄町一丁目十七番二十五号	同右
医療法人社団苑田会苑田第三病院	同 区伊興本町二丁目五番十号	同右
医療法人社団明芳会イムス葛飾ハートセンター	葛飾区堀切三丁目三十番一号	同右
東京慈恵会医科大学葛飾医療センター	同 区青戸六丁目四十一番二号	同右
医療法人社団同愛会病院	江戸川区松島一丁目四十二番二十一号	同右
医療法人社団永生会南多摩病院	八王子市散田町三丁目十番一号	同右
町田市民病院	町田市旭町二丁目十五番四十一号	同右
医療法人社団三翔会おか脳神経外科	同 市根岸町千九番地四	同右
青梅市立総合病院	青梅市東青梅四丁目十六番の五	同右
医療法人財団川野病院	立川市錦町一丁目七番五号	同右

医療法人社団竹口昭島市玉川町四丁目 同右
 病院 六番三十二号

独立行政法人国立武蔵村山市学園二丁目 同右
 病院機構村山医療目三十七番の一
 センター

武蔵野陽和会病院 武蔵野市緑町二丁目 同右
 一番三十三号

社会福祉法人白十字会東京白十字病 東村山市諏訪町二丁目二十六番一号 同右

二 救急業務に関し協力する旨の申出を撤回した病院

名 称	所 在 地	撤回年月日
医療法人社団大隅会森本病院	武蔵野市吉祥寺本町二丁目二番五号	令和三年五月三十一日

●東京都告示第九百九十一号
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第六十四条の規定による届出があったので、法第六十九条及び指定自立支援医療機関の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第三十三号）第五条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年七月三十日
 東京都知事 小 池 百合子

病院又は診療所(精神通院医療)

(1) 所在地の変更

名称	新所在地	旧所在地	変更年月日
八王子中町メンタルクリニック	八王子市旭町12-1 ファルマ802ビル6階	八王子市中町5-1 八王子中町ビル3階	令和元年11月1日
医療法人社団 泉樹会 ホームクリニックなかの	中野区鷺宮3-3-6 シュプール1階1A	中野区野方4-4-11 マンションカノオブス301	令和元年12月1日

薬局(精神通院医療)

(1) 名称及び所在地の変更

新名称	旧名称	新所在地	旧所在地	変更年月日
しんせい薬局 立花	しんせい薬局	墨田区立花6-1-15	墨田区立花5-28-1 エスズパークミズン101	令和元年11月3日
鈴薬局市ヶ谷店	西調剤薬局 市ヶ谷店	新宿区市谷田2-31-2 オトナリASUKARAビル1階	新宿区市谷田2-31-1 MTビル1階	令和元年11月23日
ユーアイ薬局 新宿店	新宿ユーアイ薬局	新宿区西新宿1-14-17 QueensNSビル1階	新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル地下1階	令和元年11月25日
共創未来 旗の台薬局	ヒロ薬局 旗の台店	品川区西中延2-15-1 AXAS旗の台101号室	品川区西中延2-15-2	令和元年12月1日

(2) 名称の変更

新名称	旧名称	所在地	変更年月日
紫山堂薬局音羽店	紫山堂調剤薬局	文京区音羽1-20-14	令和元年8月6日
グリーンメディカル:色薬局	メディスンショップ:色薬局	江戸川区:色2-17-2	令和元年11月1日
加藤薬局 東福生店	東福生薬局	福生市武蔵野台1-1-7 センチュリー武蔵台1階	令和元年11月10日
CZあさひ薬局	あさひ薬局	世田谷区宮坂3-10-3	令和元年12月1日
ファークス薬局 今川エスコート	今川調剤薬局 エスコート店	杉並区今川3-14-19	同日
アピック薬局 国分寺南町店	共立薬局	国分寺市南町3-1-28 飛べない飛行船地下1階	同日
さくら薬局 武蔵野中町店	薬局ルンルンファーマシー	武蔵野市中町3-3-2 ベルジュール武蔵野103	令和2年1月1日
さくら薬局 武蔵野境4丁目店	薬局ルンルンファーマシーサン	武蔵野市境4-3-13 サンパレス桜橋1階	同日

(3) 所在地の変更

名称	新所在地	旧所在地	変更年月日
六郷駅前薬局	大田区仲六郷4-20-9	大田区仲六郷4-22-1 日本エレパーツビル1階	令和元年12月1日
御代の台薬局 西巣鴨店	豊島区西巣鴨4-6-1 灰中ビル1階	豊島区西巣鴨4-6-5 ビエール西巣鴨1A	同日
雄飛堂薬局 梶原店	北区上中里3-20-4	北区上中里3-6-13 弘貞ビル1階	同日

指定訪問看護事業者等(精神通院医療)

(1) 所在地の変更

名称	新所在地	旧所在地	変更年月日
訪問看護ステーション ユーカリ	小平市小川西町3-18-7	小平市小川西町5-32-23	令和元年5月1日
ラック訪問看護ステーション鐘ヶ淵	墨田区堤通2-7-10 東白鷺マンション第二10号棟105号室	墨田区東向島6-51-7 2F	令和元年8月1日
トータルライフ訪問看護ステーション雷門	台東区雷門2-11-10 コモドール雷門1階	台東区寿4-10-8 SK寿4階	令和元年9月1日
きらなーステーション	足立区綾瀬2-10-22-207	葛飾区堀切7-22-6	令和元年12月1日

●東京都告示第九百九十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第六十五条の規定による指定の辞退及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第六十三条の規定による届出があつたので、法第六十九条並びに指定自立支援医療機関の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第三十三号）第五条第二項及び第六条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年七月三十日

東京都知事 小 池 百合子

病院又は診療所（精神通院医療）

(1) 辞退

名 称	所 在 地	辞退年月日
医療法人社団明芳会 イムス記念病院	板橋区常盤台4-25-5	令和元年12月1日
社会保険蒲田総合病院（東京蒲田医療センター）	大田区南蒲田2-19-2	令和2年1月1日

(2) 廃止

名 称	所 在 地	廃止年月日
水町クリニック	新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビル3階	令和元年10月31日

薬局（精神通院医療）

(1) 廃止

名 称	所 在 地	廃止年月日
薬局トモズ 桜台店	練馬区桜台1-5-1	令和元年7月21日
なつめ薬局 千歳船橋店	世田谷区桜丘2-24-2	令和元年10月2日
ファルマルシエ薬局 広尾	渋谷区広尾5-3-14 仲江ビル1階	令和元年10月31日
鈴薬局練馬本町店	練馬区本町3-2-16	同 日
ことぶき薬局 江北店	足立区江北6-22-13	同 日
おざき薬局 本町店	東久留米市本町1-3-20 ヤマサビル1階	同 日
クラフト薬局 向丘店	文京区向丘2-14-9 岸田ビル	令和元年11月10日
コスモファーマ薬局 高円寺北店	杉並区高円寺北2-4-8 飯田屋ビル1F	令和元年11月15日
株式会社ヨコセ薬局	武蔵野市西久保1-6-21	令和元年11月28日
アビック薬局 立川店	立川市錦町1-20-10 内田アパート1階	令和元年11月30日
スロースタイル薬樹薬局	港区麻布1番2-11-5 アクシアフォレスト麻布1階102号室	令和2年1月9日

(3) 休止

名 称	所 在 地	休止年月日
ブラザ薬局 立川店	立川市錦町4-5-1	令和元年10月31日

指定訪問看護事業者等（精神通院医療）

(1) 廃止

名 称	所 在 地	廃止年月日
さくら訪問看護ステーション府中	府中市北山町1-1-5 カーサ北山2階	平成29年5月1日

別図

都道相原停車場線の廃止略図



終
点



起
点



廃止都道路線



一般国道及び主な都道



至 八王子

JR 横浜線

あいほら

町田市
相原町

都道相原停車場線

至 八王子

一般国道十六号

至 八王子

一般国道十六号

至 高尾

都道八王子町田線

至 横浜

至 横浜

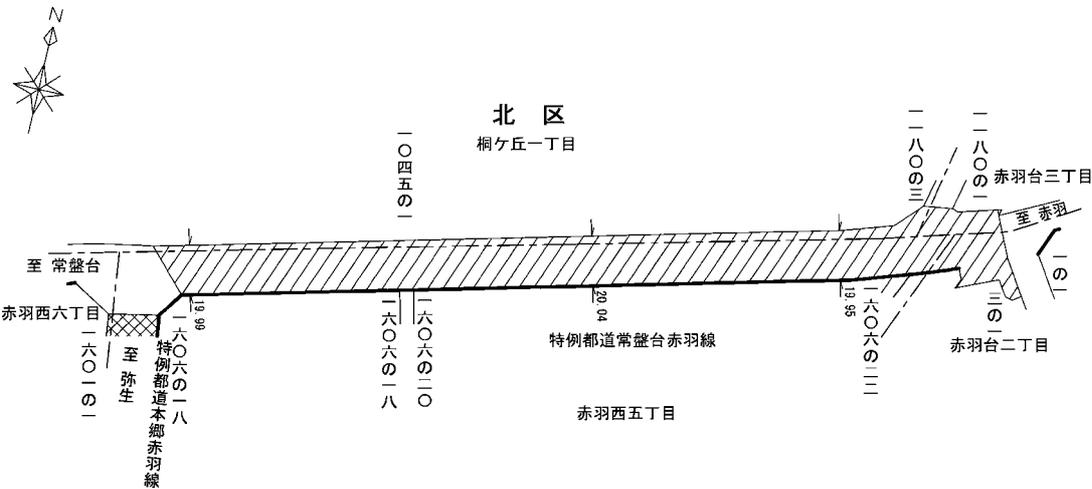
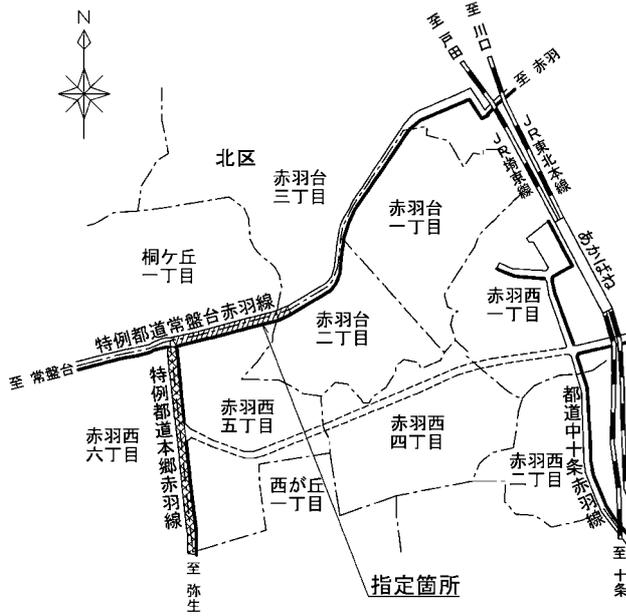
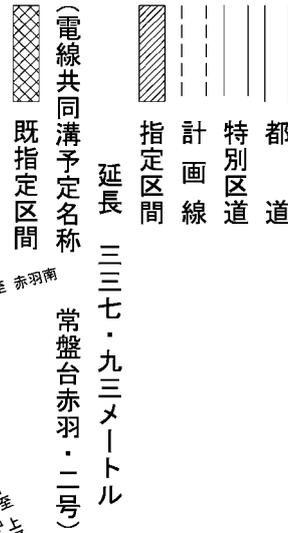
至 町田

至 橋本

●東京都告示第九百九十六号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
 都道常盤台赤羽線
 北区桐ヶ丘一丁目～赤羽台二丁目



備すべき道路を次のように指定する。
 令和三年七月三十日
 東京都知事 小池百合子
 一 路線名 都道常盤台赤羽線

二 指定する区間 北区桐ヶ丘一丁目千四十五番一地先から同区赤羽台二丁目三番一地先まで
 三 指定の概要 別図表示のとおり

●東京都告示第九百九十七号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七号)第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及び面積を次のとおり変更する。

令和三年七月三十日

東京都知事 小池 百合子

公園名 変更内容 変更年月日

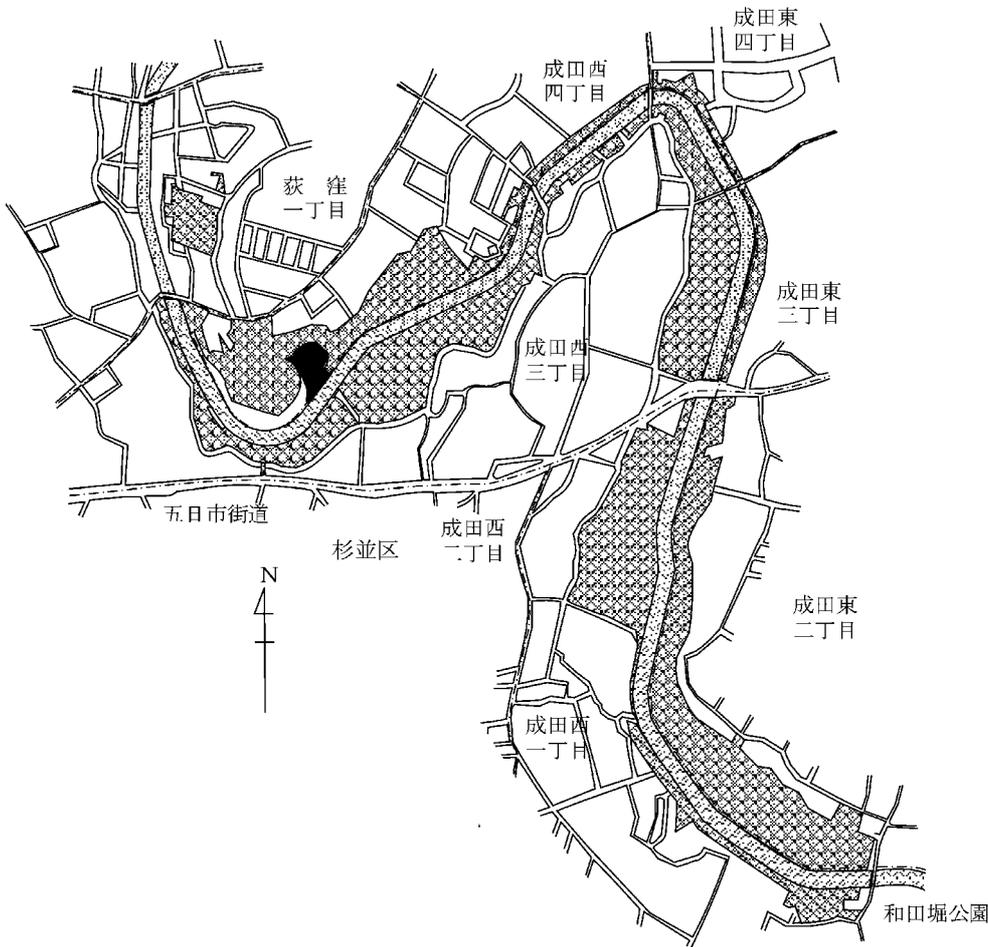
東京都立善福寺川緑地 別図のとおり 令和三年八月一日

別図

東京都立善福寺川緑地 区域変更略図

変更箇所	面積	変更後の面積
杉並区成田西四丁目	一七八・七八三・六二	一八〇・八八九・四二
変更前の区域	二、一〇五・八〇	
追加区域		

単位: 平方メートル



公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)第百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和三年七月三十日

氏名又は名称 代表者の氏名 主たる事務所又は事業所の所在地 取消年月日
桜橋産業株式会社 日下 方文 中央区八丁堀三丁目一番五号 令和三年三月三十一日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年七月三十日

東京都多摩建築指導事務所長 浅井 勉
開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名
府中市是政四丁目七番十五号 西東京市北原町三丁目二十二番二十二号
株式会社アーネストワン 代表取締役 松林 重行
府中市日新町二丁目十番一、同番一地先及び同番二 武蔵野市境二丁目二番二号 株式会社飯田産業

代表取締役 千葉雄二郎

第四十五期東京都労働委員会の労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦について

第四十四期東京都労働委員会の労働者委員(十三人)及び使用者委員(十三人)は、令和三年十一月三十日をもって任期満了となるため、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定に基づき、次の要項により第四十五期東京都労働委員会の労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦を求める。

令和三年七月三十日

東京都知事 小 池 百合子
第四十五期東京都労働委員会の労働者委員候補者及び使用者委員候補者推薦要項

一 東京都労働委員会労働者委員候補者

(一) 推薦資格

東京都の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号。以下「法」という。)第二条及び第五条第二項の規定に適合する労働組合であること。

(二) 被推薦者資格

法第十九条の四第一項の欠格条項に該当しない者であること。

(三) 推薦手続

推薦資格を有する労働組合は、次に掲げる書類を添えて推薦すること。

ア 推薦書(別記様式)

イ 候補者の履歴書(本籍地の都道府県、現住所、生

年月日、学歴、職歴、組合歴、公職歴等を記載したもの) 一部

ウ 労働委員会の資格審査決定書又は証明書の写し 一部

(四) 推薦受付期間

令和三年七月三十日(金曜日)から同年九月七日(火曜日)まで

(五) 推薦書及び添付書類の提出先

東京都産業労働局雇用就業部又は労働組合の事務所の所在地を管轄する東京都労働相談情報センター若しくは同センターの各事務所

二 東京都労働委員会使用者委員候補者

(一) 推薦資格

東京都の区域内のみに組織を有し、かつ、その目的又は業務において労働問題を取り扱う使用者団体であること。

(二) 被推薦者資格

法第十九条の四第一項の欠格条項に該当しない者であること。

(三) 推薦手続

推薦資格を有する使用者団体は、次に掲げる書類を添えて推薦すること。

ア 推薦書(別記様式)

イ 候補者の履歴書(本籍地の都道府県、現住所、生年月日、学歴、職歴、公職歴等を記載したもの) 一部

ウ 当該団体の定款、寄附行為又は規約の写し 一部

エ 推薦受付期間

令和三年七月三十日(金曜日) から同年九月七日(火曜日)まで

(五) 推薦書及び添付書類の提出先

東京都産業労働局雇用就業部又は使用者団体の事務所の所在地を管轄する東京都労働相談情報センター若しくは同センターの各事務所

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止について

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和三年七月三十日

東京都水道局長 浜 佳葉子

指定番号 商号 代表者 住所 廃止年月日

五六四九 ヤスミ設 保美 雅男 八王子市谷 令和三年三月三十日

備企画 野町二百五 十六番地 一日

九六六二 シナネン 安田 貴志 港区三田三 同年五月三十一日

株式会社 丁目五番二 十七号

六四七二 有限公司 山本 忠 八王子市元 同年六月一日

総栄 八王子町二 丁目千八百 九十三番地

四七五九 下原設備 下原 光次 世田谷区給 同月二十

工業所 田五丁目六 番二十四 一〇二号

七五一六 MINO 蓮沼 実 大田区蒲田 同日

設備 二丁目十七

六二九五 共友工業 山河 保夫 番二十一号 渋谷区南平 同月二十

台町十四番 八日

六六一一 森設備工 森 政義 神奈川県横 同月二十

業 浜市南区真 九日

金町二丁目 二十一番地

ハイムエマ

リナ三〇A

一三八八 横溝工務 横溝 忠雄 世田谷区駒 同月三十

店 沢二丁目六 番三号

六五六七 東光プラ 星 晴光 千代田区外 同日

社 ン株式会社 神田二丁目 四番六号

雑報

東京都職員共済組合の役員について

東京都職員共済組合の役員に次のとおり退職があったので、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第十四条第四項の規定に基づき公告する。

令和三年七月三十日

東京都職員共済組合

理事長 多羅尾 光 睦

役職名 氏名 所 属 退職年月日

監事 志賀 徳壽 特別区・人事厚生 令和三年六月

事務組合副管理者 三十日

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

